川崎市教育委員会規則第１１号

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則、川崎市立高等学校の管理運営に関する規則及び川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年１１月１８日

川崎市教育委員会

教育長　　落　合　　隆

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則、川崎市立高等学校の管理運営に関する規則及び川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

（川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第１条　川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和３５年川崎市教育委員会規則第５号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第５号を次のように改める。

（５）学年始休業　４月１日から同月７日まで

（川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第２条　川崎市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和５４年川崎市教育委員会規則第２号）の一部を次のように改正する。

第７条第１項第５号を次のように改める。

（５）学年始休業　４月１日から同月７日まで

（川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正）

第３条　川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和５４年川崎市教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項第５号を次のように改める。

（５）学年始休業　４月１日から同月７日まで

附　則

この規則は、令和９年４月１日から施行する。